

『大和三位入道宗恕家乗』 軍配者の故実と伝承

“Family History of Yamato Sammi Nyudo Soujo”: Ancient Rites and Traditions of Military Diviners
KOJIMA Michihiro

小島道裕

はじめに

『大和三位入道宗恕家乗』は、国立歴史民俗博物館が所蔵する、中世の武家故実に関する一巻の史料である。

先に筆者は、同じく国立歴史民俗博物館が所蔵する武家故実書『出陣次第』をマルクス・リュッターマン氏と共に紹介した⁽¹⁾。この種の故実書は、理解が困難な部分や、荒唐無稽と思われるような部分も少なくないが、しかし当時の武家にとって重要な関心事であったことは間違いなく、「武士とは何か」を考える上で、ひとつの有用な材料である。

この『大和三位入道宗恕家乗』は、『大日本史料』⁽²⁾にも一部が引用されるなど、早くから知られた史料であり、著者の大和宗恕については、既に国文学の伊藤正義氏⁽³⁾、中世史の古川元也氏⁽⁴⁾による研究がある。また、国立歴史民俗博物館では、新収蔵品展「文書と記録」(一九九二年)、および企画展示「武士とはなにか」⁽⁵⁾(二〇一〇年)において展示している。しかし、これまで全文が紹介されたことはなかったため、今後の研究に

資するために改めて紹介し、翻刻を掲載することとしたい。

一 大和三位入道宗恕について

まず、作者の大和宗恕という人物について、伊藤・古川両氏の研究をふまえて簡単に触れておきたい。

大和氏は、古川氏の指摘によれば、『永享以来御番帳』以下七種の室町幕府の番帳・役人付類に、すべて四番組に一群となって現われており、『永禄六年諸役人附』には、大和宗恕本人である「大和宮内大輔晴完」の名も見える。遡れば、文和四年(一三五五)の『足利尊氏近習馬廻衆一揆契状』⁽⁶⁾にも「やまと氏政」「やまとの弥太郎政行」が見えているので、直接の系譜関係は不明ながら、大和氏は、早くから足利將軍に近侍する武士であったと思われる。

大和宗恕については、『大日本史』慶長九年(一六〇四)正月一日条「故足利義晴ノ臣大和宗恕没ス」の項にも引用されている『言経卿記』が「百六歳歿」としており、これによれば生年は明応八年(一四九九)となる。「足

利義晴ノ臣」とされているのは、『萩藩閥閥録』（巻六五 大和四郎左衛門）に「足利義晴時代申次役勤候」とあるのに基づいたと思われる、実際の幕府出仕はそれより早いと思われるし、『永祿六年諸役人附』に申次として見えるので、義輝にも同様に仕えている。古川氏が紹介された、天文二〇年（一五五二）二月一日付の足利義藤御内書⁷⁾では、義藤（義輝）は「当家御護日取等巻物数十同二巻」を披見し判形を加えていて、義輝から軍配者・故実家として認められていたこともうかがえる。

『言継卿記』の永祿八年（一五六五）二月二十五日条には「大和宮内大輔入道宗恕」と見えるので、このころ薙髪して「宗恕」を名乗ったと思われる、「三位」については、『萩藩閥閥録』（巻二一八 大和忠左衛門）が、同年四月二六日付の、「源朝臣晴完」を従三位に叙す口宣案を載せている。

室町幕府崩壊後は、医療などを行ないつつ、故実家として、また謡などに詳しい文化人として活躍し、子の秀国は毛利家に仕えて、宗恕も九九歳にして安芸に下向もしている。

二『大和三位入道宗恕家乗』について

古川氏が既に指摘しているように、東京大学史料編纂所の影写本は、明治一九〇二年（一八八六〇八七）に京都の田中勘兵衛蔵本を写したものであるが、国立歴史民俗博物館は一九九〇年に単品として購入しており、田中勘兵衛のコレクションからいったん外に出たことが知られる。田中勘兵衛のコレクションは、大部分を国立歴史民俗博物館が収蔵して「田中穰氏旧蔵典籍古文書」（通称田中本）となっており、先に紹介した『出陣次第』もこれに含まれるものであるが、どちらに関しても田中本の中に関連資料はなく、共に単品で収集されたものと思われる。この種の故実書が、関心を持つ人々の間を単独で移動していたことがうかがえる。

名称については、巻子の外題に『大和三位入道宗恕家乗』とあること

によっており、当初のものではなく、「家乗」とするのも必ずしも適当ではないが、すでに通用されているため、これに従った。

内容および書かれた時期は、大きく三つに分けられる。

- ①大和家の歴史と功績（文祿三年（一五九四）四月二六日奥書）
- ②豊臣秀次からの下問への回答（文祿四年（一五九五）四月二三日奥書）
- ③その他の故実に関する記述（文祿五年（一五九六）正月一四日奥書他）

まず①の大和家の歴史と功績だが、家伝として叙述しているのは、主に足利尊氏、義詮、義満に仕えたとされる大和秀政とその父日向右京大夫に関することであり、尊氏に取り立てられ「大和」の姓を与えられ、太現（太元帥）明王像の御護を持って、九州多々良浜の合戦や、山名氏の明徳の乱などにおいて、合戦の日取り等を占ったことなどが述べられている。大和の娘「さぬ」が尊氏の御台、義詮の母となったとするなど、室町幕府崩壊後である故に可能となった創作ではないかと思われる叙述も多いが、自らの家の過去についてアピールするための歴史認識としては興味深い。伊藤正義氏の指摘によれば、足利將軍家に「治世・誠剣」という重代の太刀があることは『明徳記』などにも見え、また二銘の太刀を地蔵菩薩から賜る話は、大和家が檀那となっていた壬生寺の縁起⁸⁾に見えていて、当時存在した言説を取り込んでいるようである。

その後、叙述はいきなり自らの代に移り、天正年間、誠仁親王（陽光院）に太現法を伝授し「氣」を見て凶事を予言したことなどの功績を語っている。

以上の部分は、文祿三年（一五九四）四月一六日の奥書から、梶井宮へ見せるために作られたものであることが分かるが、宗恕はこの頃、山科言経に新たな系図を作らせており、古川氏の言葉を借りれば、「自家の地位向上運動の集大成」を行なったものと考えられる。

次に②の豊臣秀次の下問への回答だが、これは伊藤氏が詳しく述べているように、宗恕は謡本の収集家、謡の権威として知られており、文禄四年（一五九五）に関白秀次が謡本百番の注釈を道々の専門家に命じた際、宗恕は大元軍配に関わる事項の担当としてこれに加わっている。宗恕の注釈と謡との関係は、伊藤氏によれば、次のようである。

一 よろひひた、れの事―『柏崎』
一 むらさきすその事―『八島』

一 甲冑とハ―『八島』

一時の声の事―『八島』

一 白旗の事―『頼政』

一幕の事―『紅葉狩』

内容的に特に興味深いのは「時（関）の声」の項で、「時をつくる」というのは軍神勧請のために上げる声であり、敵を破った時に勧請した神を送る声が「勝ち時」である、と説明している。『出陣次第』にも、「軍神勧請」の項と「時の声」の項が並んでおり、共通する認識があったものと思われる⁽¹⁾。

また、幕については、さまざまな神を勧請し、その主を守るもので、多くの故実があることを述べているが、『出陣次第』などの他の故実書も、幕については重視しており、武士に共通する心性があったことを窺わせる。

最後の③その他の故実については、どのような脈絡でここに加えられたのか定かでない。着物の折り方などに関する「へり入りノ事」⁽¹²⁾は、文禄五年（一五九六）正月一四日の宗恕による奥書があるが、それ以後は奥書はなく、主に旗の制作に関わる寸法などについての故実を列挙している。

最後に形状と料紙について述べると、二〇紙を貼り継いで一巻とし、紙背には、文禄三年・四年（一五九四・九五）の手書きの仮名具注曆、書状案、和歌・連歌などが見え、表1のようになっていた。第一紙から第一〇紙は、紙の中央に折り目があるため、冊子の曆を解体して用いたことが知られ、それに第一一紙〜一五紙の書状案などを貼り継ぎ、さらに第一六紙〜二〇紙の寸法の短い書状断簡などを貼り継いでいる。内容的にも、第一六〜二〇紙は旗の制作や寸法に関する独立した内容であり、筆跡もそれまでの部分とは異なっている。全体に、紙や書き方から見ても、あまり丁寧な写ではない。

書かれた時期は、紙背の年代から、文禄五年（一五九六）正月以降、おそらくそれからあまり経たない時期のものと思われる、大和宗恕本人または毛利氏に仕えた子の秀国などの周辺で、手控的な写として作られたものとみなすことができよう。

註

(1) 小島道裕、マルクス・リュッターマン「資料紹介」『出陣次第』―戦国時代の戦陣故実―（国立歴史民俗博物館研究報告 第一六三集、二〇一二年）。

(2) 『大日本史料』第十二之編一（一九〇一年刊）、慶長九年（一六〇四）正月一日条。大和宗恕の死没記事の他、『家乗』も引用されているが、天正七年から二年の、誠仁親王（陽光院）御所や清涼殿に立った「大凶気」に関わる部分のみで、全体の五分の一程度である。

(3) 伊東正義「大和宗恕小伝」（浜田啓介編集代表『論集 日本文学・日本語 3 中世』角川書店、一九七八年）。主に文化史に関わる面について、次の六章にまとめている。

一 大和家代々 二 壬生寺蔵縁起 三 能・謡・謡本など 四 大元軍配 五 薬事・医事 六 『条々聞書』

最後の『条々聞書』（蓬左文庫所蔵）は、大和宗恕が『宗五大帥紙』を改稿した書で、伊藤氏は、宗恕が申次としての体験を元に、『宗五大帥紙』の「当代版」を意図したもの、と評している。

(4) 古川元也「故実家大和宗恕管見」（『年報 三田中世史研究』三、一九九六年）。大和家の歴史と関係史料を整理し、室町幕府崩壊後に家を存続させる戦略の問題

- として、故実家としての宗想を紹介している。
- (5) 共同研究「中近世における武士と武家の資料論的研究」(高橋一樹代表)に基づく企画展示(二〇一〇年一〇月二六日～二月二六日)。図録に一部の写真と釈文を掲載した。
- (6) 国立歴史民俗博物館蔵「越前島津家文書。福田豊彦『越前島津家文書』文和四年の一揆契状」(企画展示図録「中世の武家文書」館蔵資料から)一九八九年)参照。
- (7) 『思文閣古書資料目録善本特集』第一五〇号、一九九六年。伊藤正義氏の指摘によれば、『言経卿記』永祿九年(一五六六)一〇月一四日条に、山科言継が宗想に招かれて所蔵の文書などを見た記事があり、「彼家之相伝之白石公之十二卷、其外御護以下之書共数通、悉被^(レ)被見之、尊氏以来至光源院(足利義輝)御伝授御判共披見了」と書かれているので、この足利義輝御内書は、それに相当すると思われる。
- (8) 『壬生宝幢三昧寺縁起』(続群書類従二七上 釈家部)「壬生寺縁起中 八平行政二銘の太刀を給はる事」。伊藤氏は、大和家伝承を縁起中に取り込んだ可能性もあるとし、いずれにしても両者間の深いつながりが窺える、としている。
- (9) 『言経卿記』文祿三年(一五九四)四月九日、一三日条。
- (10) 『言経卿記』文祿四年(一五九五)三月二四日条「殿下へ参了、(中略) 謡之本百番注旁へ可仕之由有之、予ニモ有職分可注之由、直ニ被仰之、其他五山衆、哥道者、其道々相催セトノ相国寺■鹿苑院保長老へ被仰了、明後日か集會之由催也、」
- (11) 軍神については、佐伯真一「軍神(いくさがみ)考」(国立歴史民俗博物館研究報告「第一八二集『共同研究』中近世における武士と武家の資料論的研究、二〇一四年)を参照。
- (12) この辺りからは、料紙も粗末で、文字も読みづらく、意味をとりにくい。読み誤りがあるかもしれない。

(国立歴史民俗博物館研究部)
(二〇一二年一月九日受付、二〇一三年三月二六日審査終了)

表1 『大和三位宗恕家乗』料紙寸法および紙背

紙数	寸法 (縦×横cm)	紙 背
1	27.5 × 40.7	なし
2	27.6 × 41.0	なし
3	27.4 × 37.0	「文祿二二乙未曆」
4	27.6 × 41.2	仮名具注曆。「文祿四乙未曆也」「八月大」と見える。
5	27.6 × 41.2	仮名具注曆。「九月小」と見える。
6	27.4 × 41.2	仮名具注曆。「十月小」と見える。
7	27.6 × 41.2	仮名具注曆。「十一月大」と見える。
8	27.5 × 41.2	仮名具注曆。「十二月大」と見える。
9	27.6 × 41.2	仮名具注曆。末尾に「文祿三」と見える。
10	27.6 × 41.2	仮名具注曆
11	26.4 × 38.0	和歌詠草。「文祿五 正月七日 入齋より」
12	27.0 × 40.0	書状案。「入齋様人々御中 飯七」
13	27.0 × 41.0	書状案。表面に「入齋様人々御中 飯七」
14	27.4 × 36.5	書状案。「入齋様より 任カ成カ」
15	26.8 × 40.5	折紙仮名消息。「入さいさま」
16	26.8 × 21.4	書状断簡。「入齋人々御中」
17	24.5 × 19.0	折紙書状断簡
18	26.2 × 19.2	折紙書状断簡
19	26.4 × 18.5	折紙書状断簡
20	26.2 × 18.7	連歌断簡

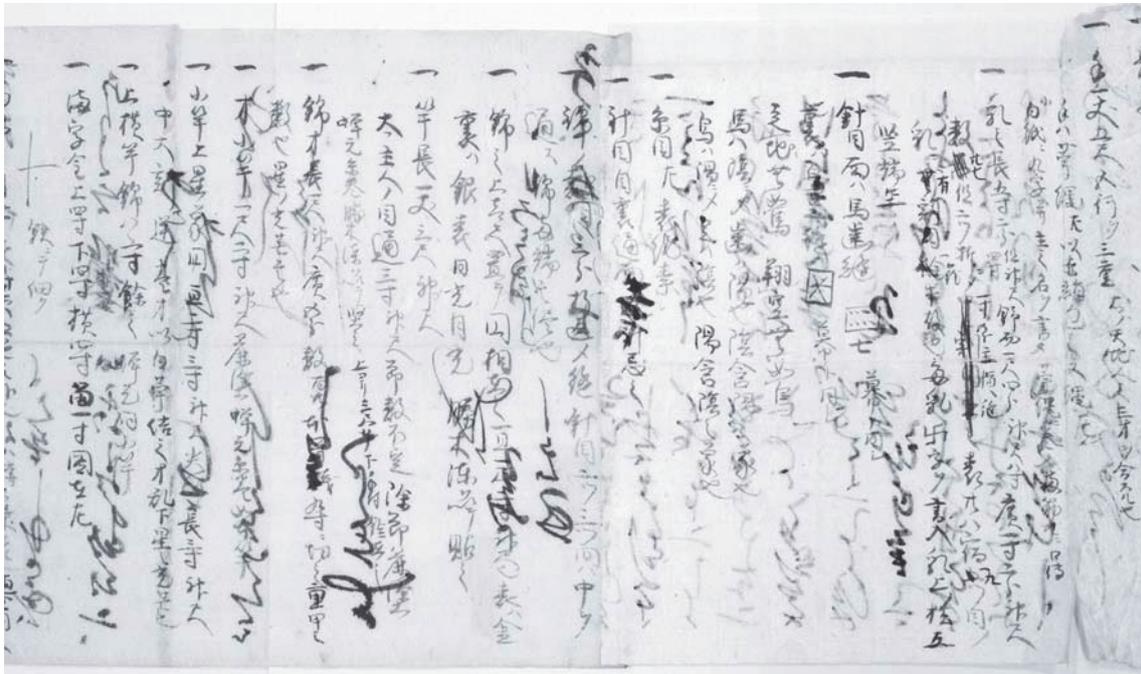


写真3 本文(第16～第19紙)

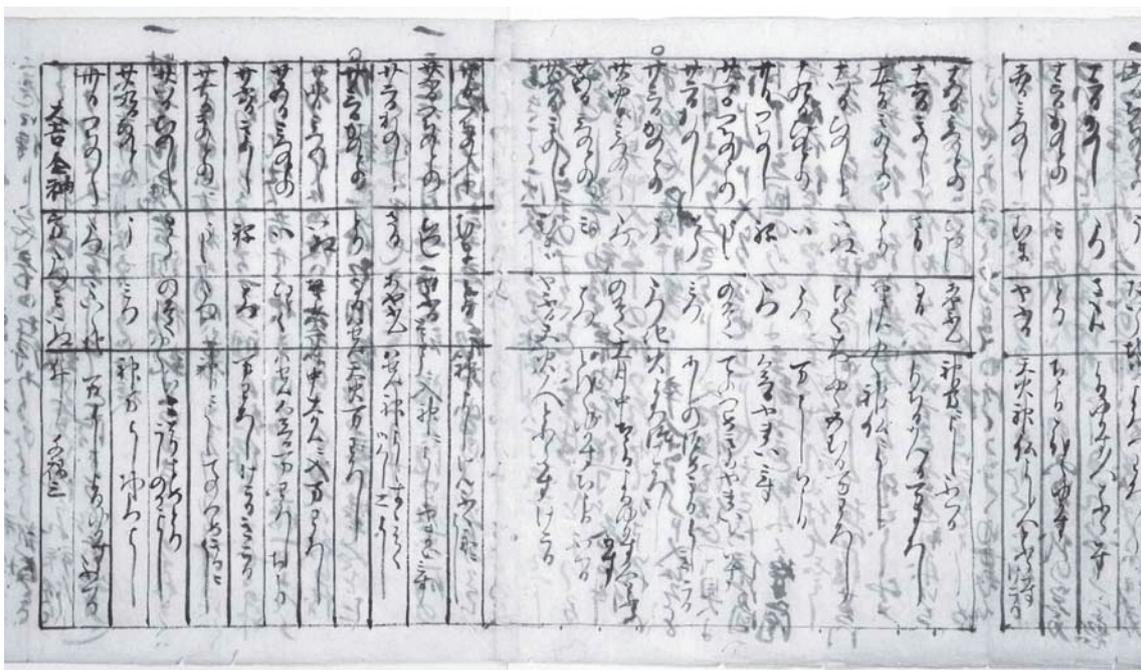


写真4 紙背(第8～第9紙)

大和三位入道宗恕家乗 积文

(卷子外題)

〔大和三位入道宗恕家乗

紙背文祿三四年平仮名曆〕

(第一紙)

一太現明王本朝^江御将来者、人王九代

開化天皇御宇也、然鎮守府將軍

源朝臣義家東夷追討時、依綸言、

承曆二年^{戊午}五月五日、於男山八幡宮寶

前、大江匡房卿義家御相傳以來、武

家^仁御安置也、誓願越餘尊、神力勝

他神矣、兎天地和合而生万物、諸願必成就

秘密尊也、於奉頼此尊仁者、第一除刀

杖難・厄難^與横難以下、不被犯怨敵・惡魔

障碍、至于戈時者、諸天・天雷・天魔・鬼神・諸龍王・

夜叉・羅刹等、圍前後左右、令守護其身給事、

如影添形矣、含逆心輩者、則下刀劍而、壞其身

事、如微塵令断烈^與、或於野心族者、被成讎

事、如急風大雨、毒汁降懸其身而、忽滅亡

矣、是則鎮護国家之尊像、吾朝無雙

(第二紙)

秘術也、又正慶二年十一月日、等持院殿太和守

秀政^仁御相伝以來、為御當家之御護大和

家^仁安置申、毎月十五日、御神事^(無觀力)懈怠者也、

一大和守秀政父日向宰相中将ハ、堂上にてありし

に、等持院殿より御当家へ可参之由、頼に仰

あり、再三辞退申といへとも、無了簡御請を申候

ける、其已後宰相中将も辞申へきよし仰ありて、

日向右京大夫になされ、又名字をも一かとあるを可

被下とて、日本惣名名のるへきよし被仰て、

大和になされ候也、其比大和息女ありけるを

御臺に可被参之旨、等持院殿より切々仰

有之、然共御臺に可被参事一向不及是非之

趣申候へとも、色々仰事ありて、進上申也、寶篋

院殿御母これ也、名のりをさぬと仰せられけるなり、

然處、大和家に二銘と云重代の太刀二振有之、

誠^{治世}也、此治世をさぬをもつて等持院殿より

御所望あり、秀政申様にハ、此太刀平家重代たる間、

御当家の御太刀にハ如何の由、再往申時、さらは猶

子にならせられて御所望有べき也、尊氏等も

(第三紙)

平をもしろしめさるへし、大和も源家とまかり

なり、両家をふさね候へきよし、御自筆の御内

書をなされ、治世を進上申也、于今いたり御当家

御重代の第一と成申也、御自筆にて御父足

利大和守とあそはされ、御内書をもつて二引

両等御紋被下也、

抑此劍於所持輩者、其敵自滅、可為此国大

和嶋之至、此太刀後白河法皇為寶劍二振

之太刀也、一振者名治世、一振者名誠劍、又此劍

自後白河院二條院^仁傳之、其後傳清盛、此

劍世久盛也、次傳重盛、次傳維盛、其後寿永

年中^仁為天地鳴動、此太刀得ハ飛行自在、入

雲中、右辰巳方光飛去、伊勢太神宮^七參

云々、其後頼朝之代、維盛之末子比叡山無動寺

^七千代松丸ト号有児、山門衆徒依為平家之

子孫、北條四郎時政執出、時政見彼仁、依有

子細為養子、号名乘行政、東坂本合戦之

時、為行政大將発向時分、捕高名處、自何方

(第四紙)

来共不知法師一人出来、此太刀二振二銘為

平家重代間、此太刀持ハ則敵滅間、行政^ニ

傳之、行方不知、其後此法師夢中^ニ現云、

我此地蔵菩薩也、先祖之堂塔依建立之

功、自此太刀傳畢、夢覺^テ、此形ヲ聽移持

繪圖建立之、在所六地藏其外靈佛尋^ニ、

有時壬生之寶幢三昧寺之地蔵參詣折

節、戸帳新桂、拜御厨子之本尊地藏菩薩

薩形、見夢中之法師寸分不違間、成

奇異思、致造営再興、于今為且那

寺中管領仕者也、然彼太刀夢中有

感通、彼地等持院殿御自筆被遊、秀

政賜之云々、千代松丸大和先祖也、

一九州多々良濱御合戦之事、先代をほろほ

されんため、等持院殿至九州御進發あり、大和守

秀政御護行、所持之諸卒をす、め御合戦有之、

案のことく敵陣悉破て、あまたの人数被討

取之、即時に御本意に成ける、等持院殿御

袖しるしをとりて、

弓矢をもふくろに在る、世となれハ、やまとそ

千よのおさめ成ける、と御自筆にあそハされ、
御判有て秀政に下されける、わけめのいくさ

(第五紙)

と申ける、一大事の合戦にてありし、太現^(元帥)

の日とりをもつて御軍あり、則御勝に成

ける、その日御合戦にかから毛の御馬にめされつる

か、一段といさみ嘶候、程なく御理運になりて、

かち時かハラけと付られ候、それより今にい

たり、御当家にかはら毛の御馬御用なり、

一禁裏より等持院殿可被任大臣之由被

仰出候時、大和守秀政申けるハ、天下の御世務を

しろしめし、又高官に被任候へハ、御面目のい

たりに候、た、し、天下を御存知之上、さやうに

高官に被任候へハ、左右の御事ふさかり候、御冥

加如何と存候、所詮御官ハひくく御座候て、天

下を専に可被治儀、肝要に奉存候、さり

なから御当家の儀ハ、たとひ浅官にて御座

候とも、高官のかた／＼を可被越の御かため

あり、□により、いまにいたり其分の御事也、

寶篋院殿御同前也、

一寶篋院殿^{義詮卿}より秀政父日向右京大夫に

對せられて、御内書をなされ候、其御筆忝

後光嚴院宸筆を染られ候、或時二條殿^{晴良公仁}

宗恕祇候仕候おりふし、かやうの事申上候処、

御覽あり度よし仰之間、後日御持参いた

(第六紙)

し備上覽候、宸筆紛なく候、さても

名譽の事なりと、御感おほかたにあらす候、

此あそハされ候子細ハ、後光厳院・寶篋院御間

一段とよく御座候、其砌南朝は楠已下御味方申候、

御光厳院ハ、宝篋院殿御馳走にて御座有し、

細々御しのひの行幸有しなり、或時義詮卿

三井寺へ御成有しに、御跡をしたハレ、御忍の

行幸有之、さてもこれまでの行幸忝の

よし御申也、とても御事に、坂本樹下所の

花みことさ、けしからぬ事にて候間、御とも有へ

きとて行幸を催され、花を観覧ありて

御製

まよひたつ雲井の外の春にきてあらぬ軒

はの花をみるかな

かりそめのミゆきなからも此宿の花に雲井

の名をやのこさん 樹下成国

仕候、かやうに有ける間、勿論御内書宸筆染

られし御事、有へきよし仰候、古筆にあそハし

をかれたる有之間、重て仰きかせたるへき由、御物

語ありし、其のち院御所并陽光院御覧な

され、宸筆無紛由、御筆をそめられ拜領さ

せられ候也、

一鹿苑院殿太政大臣義満公御時、山名陸奥守氏清

ハ謀叛を企、かの分国十三ヶ国を催、都へ責上

へき行隙なし、然ハ上意にも此軍一大事と思召、

(第七紙)

種々御調儀共有之、御護に御願書を御自筆

にあそハし籠られ、神供等細々備られ、家々深秘

以下色々つくしける、秀政御いくさの吉凶をかにかへ、并
軍氣を見まはり、公方の御ため一段御吉事共

多之、其旨一々令言上、御軍有へき由にて、合戦ハ明

徳二年十二月卅日とそ定りける、爰にふしきなる

事あり、十六七歳はかりなる童子御陣をまはり

て申けるハ、卅日一定御合戦有へし、一日の、ち落

居と云て諸陣をふれける、いつくよりの御觸そ

と尋ける処に、是ハ明王よりの御觸なりと答、又敵陣

ハ、明日ハいくさあひのふるの間、其旨心得よト是も

童子ふれける也、もとより御護箱に入行所持也、

公方御勢早天より被打出、家々の旗共面々に

あけて、敵のはたらきをミける、氏清ハわか猛勢

をたのミて、日取方角にもたちいらす、むたいにし

かくへき躰也、公方にハ、此大現の日取ハ、昔丹州

大江山の鬼神を頼光のたいらけしも、此日取方

角を勘てしたかへし也、されハ銀山鐵壁をも巖

密にくたく、妙不思議なる秘術也、此太限の妙術

をもつて軍あるへしと云々、又秀政申けるハ、此度御護

御頂戴あるへきよしを申入、御本尊をひらき

奉御拜をなされ、程なく陸奥守氏清御頸をとり、

ならひに猶子に定ける甥の小次郎頸も参る、

朝敵たる上のかれたたく、大道の名名加つきはて、十二

ヶ国かの一家として補佐しけるか、一日の間に落

居する也、今度の御いくさハ難及凡慮、た、太現明

王の御示現のことくにて、山名一家悉相果候事

(第八紙)

きとくふしきのこと共候也、しかれハ彼頸とも御

実檢有へき由、秀政言上せしめ、則御実檢

あり、御本意に成候也、さて御帰陣御肴組調

進申候、御酒まいり候也、其時但馬国新田庄を御

護^仁御寄附在之云々、又禁裏より御官位の

儀被仰出候、秀政早く御請御申なさるへし、爰

にて一廉御官位もす、まれ、御家の規模たる事、

御さた有へき所にて候よし申之、太政大臣准三

后又法皇御位になし申され候、應永三年九月十七日

山門^仁御登山被准御幸けるなり、番方殿上

人被成准據之、

一大内左京大夫義弘ハ内野合戦に高名いたし、疵三ヶ

所かうふり、其疵公方へ御目にかけれ候とて、疵

二を御目につけ候、二ハかへし申時、管領細川武藏

守頼之申されけるハ、大内ハ謀叛をおこすへし

とみえたりと申けるか、程なく謀叛し、泉州

合戦有之、應永六年男山^仁被召御陣之時、御

護入箱行所持之、大内義弘滅亡云々、

一等持院殿京都にて御合戦ありしに、敵数輩被討

取候、御つれの御、ある侍の家へ秀政はしり入

御酒をたつねける、女房ありて、白御酒ある由を申ける、

其家庭をつくりて、木共植ける所なり、しかれハ

尊氏此庭へ御供申、白御風^{酒力}參候時、此女房帖

を御さかなに持てまいるとて、さほにかゝりけるかたひら

をうちハけ、白きほうしのありしを取て、髪

を巻てまいりける、秀政ちか比よくつかまつりける也、

(第九紙)

この在所ハ何と云そと尋けれハ、かつらと申と答、

尤めてたき在所也、御合戦ハかつらと申して、御酒參て御敵

ほろほされける、やかて此桂東庄を御護神領に

つけられし也、かの女房にハ御褒美有し、あらめてたや

と申ことハ今にいたり申也、其時の御例にて、公方にて

ハ朔日節句の祝儀にハ白酒を御用也、其女房そ

のちさうせんそにて、大和家につき申ものなり、

一陽光院誠^仁親王太現の一流軍倍の事、御相

傳なされたきのむね、度々雖被仰下候、替御請も不

申上処、理性院僧正堯助をもつて、切々仰問、御うけを

申候、然ハ御傳授の次第尋被下候、七日御神事御精進

にて、度々参上いたし候、張良一卷書、太元秘密等、十

二巻口傳申上也、忝御相傳あり、ことさら類なき

ことともに、喜被思召之趣、御筆を染られ拜領つ

かまつり候、又其賞として上階させられ、忝次第也、

天正七年九月廿五日より御傳授、

一禁裏御魔苦調の様、親王御方きこしめされ、まくハ

其身の凶事出来の時ハ、幕にてんしかゆる事、きとく

におほしめさる之間、可相調之由、被仰下候間、七日の神

事にて仕候者共、神事同前にて、二帖一日につか

まつりたて候、御紋ハ十六葉のうら菊也、御紋の儀

伺 叡慮如此相調、勸修寺亜相晴豊卿をも

つて進上申也、天正七年十二月廿日

一天正九年十一月五日酉上刻、陽光院御座所二條の

御殿に大凶氣立、其形太山のことく、谷のかたち

などあり、し、かきやくらあさやかにして、その色

(第一〇紙)

黒きこと灰色より黒、水剣火何様事有へし、

しはらく気のすかたをミ、黄昏にをよひ候間
帰宅し、翌日勸修寺前内府紹可^七參、右件

の趣具申入、いかやうの儀御座候とも、かまはれ候御
事悪候也、御慎肝要のよし、率爾ながら申入候、そと
御目に入らるへき旨申之、又理性院僧正へも具に
語申て申入らるへき由且申也、其已後伊勢国へ

下向し在国のあいたに、京都不慮出来候、惣見院
前右府信長公御はて候、京都錯乱に付て、しはし
逗留し罷上候処、陽光院御使として、持妙院黄門
基孝卿仰之趣、宗恕田舎より罷上よし聞

食候間、被仰出候、先度如言上不慮出来候而、
御氣つかいをなされ候、乍去、親王御方をはしめ
まいらせられ、宮々いづれも御つ、かなく内裏^七
うつられ候、申上所相違なきこと、きとくにおほし

めされ候、御まく御名代にたてられ候、又御重代の御太刀
つほきりをはしめ、御物共うしなはれ候へ共、宗恕
に御相傳なされ候太元の一部ハ、別儀なく御隨身
にて御座候、きとくにこそ被思召候へとの御事、被仰

下候也、其以後つほきりの御劔かへり參候^{云々}、
^(五六)
一天正十年三月廿四日、甲斐武田頸臈獄門候、氣を
ミんとおもひ、宗恕罷向見之、武田四郎勝頼
くひハ天之氣也、同右馬頭くひは左氣云、同太郎

くひハ天氣也、いづれも死せざる頸とも也、この
ま、にて一向不可果、軍もあるへし、不慮出来
すへし、そのま、通仙院瑞策へ罷向、武田
三人の頸の氣みたる次第共具語、のち

(第一一紙)

の證人のため申よし申てまかり立也、其
座に五六輩有て聞之、又田舎より上由

聞之て、瑞策より、さても家のしるし申
たる儀、奇特のよしありて、使有之也、
^(五六)
一天正十二年正月三日巳刻、清涼殿上^七黒氣
まろくふとく大黒立つ、親王御方御覽なされ、
御殿圖方角以下御自筆にあそはされて、四辻

亜相公遠卿を御使として、此氣の様具言上
いたすへきのよし、被仰下之趣、謹而宗恕承、
さて氣のすかた以下能々勘、黄昏に及、しるしたる
物持參申候、大御所様ふかき慎なり、急にみえ

申候、御祈禱等御座有へきよし言上申、御いの
りのやうもかさねて又御尋有之、其御返
事申上也、并親王御方も少御つ、しミたる
よし申て、六日目 大御所様俄に大事に御悩

あり、御無言にて以外の御不例也、醫者御
薬とも調進申といへとも、少も御驗氣御
座なし、公卿殿上人みな御難儀の躰也、
しかる處に、通仙院^七色々おほせ出され、御薬

調進ありて、三日目少御驗氣あり、連、御養生
ありて、御本復めてたき御事共也、其時宗恕
きとくを申上候よし仰ありて、御両所様
御褒美共有りて忝次第也、

(第二二紙)

右條々為子孫注之者也、

大和三位入道宗恕

右一卷者、依大和三位所望
染患筆、不可有他見者也、

尊悟判

此当家条々者、為後代少々

注之、則梶井宮于時備上覽之

処、有御感、染御筆被相副、

御書被下之候時、眉目何加之乎、

為子孫努々不可聊爾者也、

三位入道

(二五九四)
文祿三年四月十六日 沙弥宗恕判

関白秀次公より御尋之間、注進上

一 よろひひた、れの事

將軍家ハあか地のにしき也、人によりきぬ

(第一三紙)

にてもする、その外の侍ハ布にて家の紋を

あらハし用也、干戈の時にいたりてハ、ひた、

れの上に鎧を着する也、随兵の時も其家

々の紋付たるひた、れをき、上によるひを

ちやくせし也、

一 むらさきすそこの事

紫すそことハ、すその板を紺にして威

なり、残ハミなむらさきのいとにておとせし也、

紫襟紺也、

一 甲冑とハよろひかふと以下をきたるをかつ
ちうをたいすると云也、

一時の聲の事

軍神勸請したてまつる音をハ時つくと云、

敵陣敵軍推破、勝軍の時、勸請神

をおくりたてまつる音をハ勝時と名つくる也、

然ハかりそ免にもミたりに時かしらをあけ

さる也、

一 白旗の事

征夷大將軍朝敵追罰のため、鎮守府

將軍に指そへて下旗也、家の紋なし、

(第一四紙)

平長白旗と云、將軍より外にハ無之、赤

時あか旗と云、

朝敵御退治の時ハ、一番錦ノ御旗、二番に

白旗、三番に御紋旗三なかれ也、夫旗は

軍神軍天を勸請し、其家を守

護せしめたまふ也、然ハ家イエの紋をあら

ハし、大將軍の前に立る魔障におかされ

ず、障碍をなす事あるべからず、又諸軍にしら

しめんしるし也、聊もおろそかにすべからず、日旗の

事、錦ノ御旗とかわらず、是天子の御旗也、

禁中を守護したまふ数神也、

一幕の事

まくうちまハしとハ、た、幕をうちたるてい

なるへし、凡まくと云事、天竺におひてはじ

まれり、先日光天子、月光菩薩、金輪星、

廿八宿、九曜、七星、十二星、南辰、北斗、本命星、當年星、其外諸神を勧請せしめ、其主を

まもりたまふ也、或魔障におかされず、或怨敵をふせぎ、災難を除く第一の秘術也、自然ちうようのあらんにハ、暮にてんしかへ、其身の凶事のかる、事在之也、さるによつて、軍陣以下

(第一五紙)

専用之、物見乳綱等にいたり、清淨ののきしきを以相調之、ミたりに調ゆる時ハ必神罰あるへし、能く慎代也、然間幕出入に付て習あり、いで入のなき所在之、又曰、天子の御まにかきり、魔苦と書之、秘事云々、

右旗幕の事、我等家たるの間注之、弓馬之儀ハ小笠原家之儀候条、不及是非候、

文祿四年卯月廿三日 大和三位入道

宗怨在判

へり入りノ事

地ハ折サヒ也、折様ハ右へ折ヘシ、左へラルハ子細アリ、侷カハモへキノクミ又ハ黒クミ五分マタラニテモ一ツ用、二寸ノ釘三ツ入ヘシ、一ハ折返タル所ヲトツル、一ハウシロノヒタヲトツル、一ハ入事アリ、侍ノキルモノ也、ワルクスレハ猿業ノ

□着ニ似リ、

右條々一覽候、尤神妙候、為證跡

判形者也、

文祿五年正月十四日

大和三位入道

(第一六紙)

一尺之大事

夏殷周之三代替有之、今軍枚所用周之尺而兼

夏寸 口傳

十五為尺 開元錢也、表十五円滿除一□穴是欠盈之表事、

以十五分為八表八卦也、八寸之每寸十分八十分也、七十二候ニ、

加八方是名神尺 口傳、製時向主之生氣或四季相應之方

用之 口傳、

一旗調時之作法、軍神勸請文与幕同、

一用吉日方角与幕同、

一錦之御旗之事

一錦 用赤地 一ハ、是為主幅候也、

一長一丈 用神尺 五行ヲ重 天地也、

一手一丈五尺五行 三重 右ノ天地人之三方ヲ合スル也、

手ハ苧繩 左 以赤絹包之、又繩左

(第一七紙)

小白紙ニ 九字 并 主之名ヲ書シテ、苧繩ニ 卷、両筋共ニ 口傳

一乳之長五寸二分 但神尺 舒而一尺四分 神尺八寸 廣一寸二分 神尺

数廿七但二ツ折ニシテ 一寸五分主幅へ縫、表廿八宿九ノ目ノ

乳ニ有、割目籠キ故也、每乳中字ヲ書入、乳上ノ横ニ 五

豎端ニ 二

一針目面ハ馬齒繼 (図) 七 幕ト同シ

裏ハ鳥足繼 (図) 幕ト同シ

走レ地無シ如レ馬 翔レ空無シ如レ鳥

※図は写真3参照

馬ハ陰ニシテ齒ハ陽也、陰含陽之象也、
鳥ハ陽ニシテ足ハ陰也、陽含陰之象也、

一糸目^左表繩素、

一針目自裏通面返針忌之、

(第一八紙)

一錦ノ裁目三分折返シテ縫針目ニツ三ツ間ハ中ヲ
通ス、錦兩端其俣也、

一錦之上壹尺置^テ円相在之、一旦一尺二寸^{神尺也}、表ハ、金、

裏ハ、銀、表日光月光、勝木陣^ヲ以^テ貼之、

一竿長一丈三尺^{神尺}、

太主人ノ目通三寸^{神尺}、節数不定、除節籠塗、

蟬元糸卷勝木漆^ヲ以^テ堅之、上ヨリ三尺斗、下手付銚在之、

一錦方長一尺^{神尺}、廣五分、数^{百廿}本一寸^殘九寸^二切之重甲之
数也、星ノ光芒是也、

一方小竿一尺二寸神尺、籠塗蟬元糸卷如本竿、

一小竿上星象円亘二寸三寸^{神尺}、卷頭長三寸^{神尺}、

中大刻逆^ニ卷方、以白苧結之方乱下、星之光芒也、

(第一九紙)

一上横竿錦ハ、一寸餘之、蟬元同小竿、

一満字金上四寸下四寸横四寸、留一寸^四在左、

(^四) 鉄^ニテ細ク

一留緒右用紫皮、紫ハ五色之外也、皮ハ轉々末象也、随宜用之、

一下重 小方長二寸五分、廣一分半、数三百六十筋、

表一年星影之象也、是ハ金銀ノ薄紙也、

幡用八寸^口傳在之、

白旗

一白練絹但方練一ハ、

一長一丈二尺^{神尺}表十二ヶ月、

(第二〇紙)

一乳綿下同用白絹 宿数錦下同、

一内々五尺 表五行 乳三 錦下同、

一手白苧繩トモ白絹^ニ包、又合スル也、九字主人名錦下同、

一竿一丈五尺^{神尺} 五行三也、表三方^{手付同錦}、

除節不塗、蟬元糸卷 殘木漆を以堅之、

一内々横等絹兩端一寸餘也、

一留緒用紫皮義錦下同シ、錦旗白旗ニ立處^{口傳}

関中天子詔 塞外將軍令

騎^右錦馬 以近身為上

右傳來之由緒見幕奥書